

後期高齢者医療制度についてのお知らせ 令和5年度分の保険料から軽減対象者の所得要件が変わります

◇保険料について(令和5年度)

4月から3月までの年間保険料は、前年の所得状況に応じて個人ごとに計算し、7月にそれぞれ通知を行います。なお、保険料は世帯の所得等によって軽減されることがあります。

保険料の計算方法

<p>[均等割額] 被保険者一人当たり 50,880円</p>	+	<p>[所得割額] 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率 9.35%</p>	=	<p>【年間保険料】 賦課限度額 66万円</p>
---	---	--	---	-------------------------------

※「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等（「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額）から基礎控除 43 万円を差し引いた額です。

※給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

◇均等割額軽減措置の所得要件の改正について

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、令和5年度保険料から対象者の所得要件が変わります。

令和4年度		令和5年度から																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">均等割の 軽減割合</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ 以下</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">7割</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +28.5万円×(被保険者数)以下</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5割</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +52万円×(被保険者数)以下</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">2割</td> </tr> </table>	対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の 軽減割合	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ 以下	7割	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +28.5万円×(被保険者数)以下	5割	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +52万円×(被保険者数)以下	2割	➔	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">均等割の 軽減割合</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ 以下</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">7割</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +29万円×(被保険者数)以下</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5割</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +53.5万円×(被保険者数)以下</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">2割</td> </tr> </table>	対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の 軽減割合	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ 以下	7割	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +29万円×(被保険者数)以下	5割	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +53.5万円×(被保険者数)以下	2割
対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の 軽減割合																	
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ 以下	7割																	
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +28.5万円×(被保険者数)以下	5割																	
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +52万円×(被保険者数)以下	2割																	
対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の 軽減割合																	
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ 以下	7割																	
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +29万円×(被保険者数)以下	5割																	
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数－1)】※ +53.5万円×(被保険者数)以下	2割																	

※【 】内の計算は世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限ります。

※前年度の1月1日において65歳以上の方は、軽減判定の際に限り公的年金の所得から15万円を限度として控除があります。

※軽減判定の際には、「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日（4月1日または資格取得日）時点で行われます。